

議案第 6 3 号

和光市防災会議条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市防災会議条例の一部を改正する条例

和光市防災会議条例（昭和 3 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（会長及び委員） 第 3 条（略） 2 ～ 4 （略） 5 委員は、次に掲げる者<u>のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u> (1) 指定地方行政機関の職員 (2) 埼玉県知事の部内の職員 (3) 埼玉県警察の警察官 <u>(4) 埼玉県南西部消防局の消防局長</u> <u>(5) 市の消防団長</u> <u>(6) 市の教育委員会の教育長</u> <u>(7) 市の職員（前 2 号に掲げる者を除く。）</u> (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 <u>(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</u> 6 前項の委員の定数は、<u>4 0 人以内</u>とする。 7 <u>第 5 項第 8 号から第 1 0 号までの委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 8 （略） （専門委員） 第 4 条（略） 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県	（会長及び委員） 第 3 条（略） 2 ～ 4 （略） 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員<u>のうちから市長が任命する者</u> (2) 埼玉県知事の部内の職員<u>のうちから市長が任命する者</u> (3) 埼玉県警察の警察官<u>のうちから市長が任命する者</u> <u>(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者</u> <u>(5) 教育長</u> <u>(6) 埼玉県南西部消防局消防局長</u> <u>(7) 消防団長</u> (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員<u>のうちから市長が任命する者</u> (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者<u>のうちから市長が任命する者</u> 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、<u>それぞれ 3 人、5 人、2 人、2 0 人、5 人及び 2 人以内</u>とする。 7 <u>第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 8 （略） （専門委員） 第 4 条（略） 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県

の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び <u>知識経験を有する者</u> のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 3（略）	の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び <u>学識経験のある者</u> のうちから市長が任命する。 3（略）
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市防災会議委員の構成等について改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。